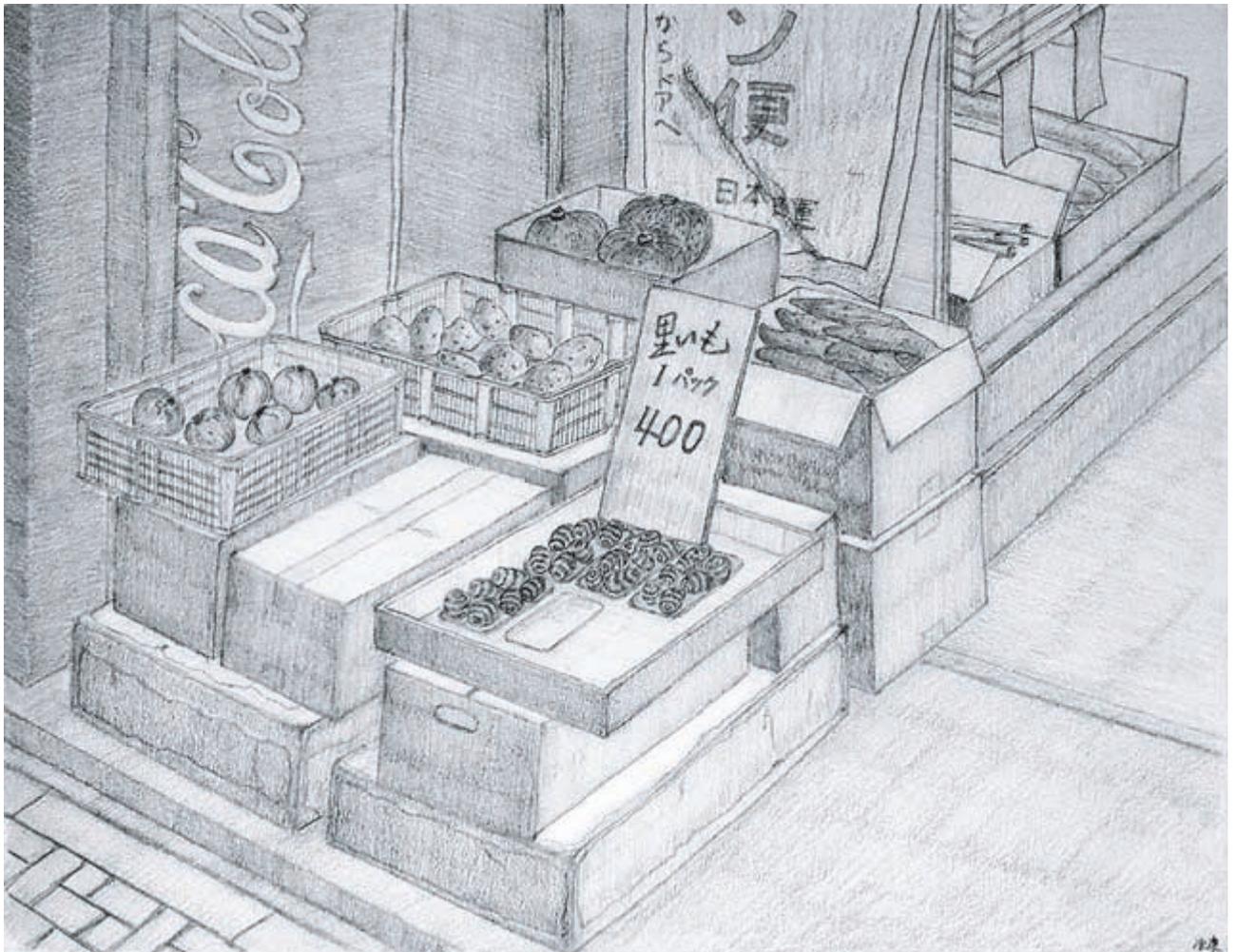


第5章

これからの公民館



1 これからの公民館像について—公共性・事業評価・将来像—

1 はじめに

1974（昭和49）年に発刊された「新しい公民館像をめざして（東京都教育庁発行。通称：『三多摩テーゼ』）」は、東京三多摩に生活する社会教育研究者や公民館・社会教育職員の総意を形にしたもので、当時の三多摩の住民などが求める公民館像ではなかったかと思います。

いつの時代にも、「新しい公民館像」は必要だと思います。それは、経済的・社会的な変化に伴って、住民の生活様式や考え方も変化します。一度作った提言などの考え方がすべての部分でずっと不変ということも、無理があるでしょう。

公民館が、常に「新しい公民館像をめざす」という姿勢は、地域課題の解決・解消にむけての、住民相互の真剣な学習要求に応えるという意味で重要だと思います。

福生の「これからの公民館像」を考えることは、実は福生の公民館という範囲だけではなく、三多摩各地での学習の成果の蓄積が背景としてあり、また、日本全体の社会教育実践の積み重ねてきたものの上に位置づいていると思います。また、この原稿自体が、福生市公民館職員の学習の上に成り立っています。

これからの公民館像を考える上で、基本的な位置づけとしての公民館の公共性、現実の利用実態などから公民館利用サークルの学習の公共性、利用されている団体そのものが公共的団体としての資質をもつのか否か、公民館事業評価をどのように考えるのかなどについて考える必要があると思います。以下に、順を追って考えていくこととします。

2 公民館の公共性とは

公民館の公共性を考えるということは、設置目的は何か？ 設置主体はだれか？ という二つの側面から考えることで、公民館が公共性があるか否かの妥当性が判断できるのではないのでしょうか。

長い経験を持つ公民館職員や研究者の方からすれば、「そんなことはあたりまえ」といわれるのではないかとも思いますが、公共性と公共的団体との違い、公民館類似施設との違いを考えることで、公民館本来の基本的な機能と役割を確認し、新たな時代に対応できる公民館像を導く糸口が見つかるのではないかと、思います。

(1) 公民館の設置目的は？

社会教育法第20条(目的)によれば、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」とされています。

本来、地方自治でいわれる「近接性の原則」からしても、一人ひとりの生活により近い日常生活範囲で、実際の生活課題の解決や解消に向けた自主的な学習を保障することが、公共の福祉の増進につながると思われています。

(2) 公民館の設置主体から考える

社会教育法第21条（公民館の設置者）には、公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第34条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

とされています。

社会教育法第20条の公民館の設置目的からすれば、公民館は地域住民の実際生活に即する教育・学術に関する各種の事業を開催し、自主的な学習活動を支援するために設置されているといえます。また、公民館の設置者は、社会教育法第21条に明記されているように市町村が設置するということになっていますが、具体的には、福生市教育委員会が設置しています。

それは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第23条（教育委員会の職務権限）には、下記のように記されていることを背景としています。

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

（以下省略）

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第30条には、公民館が教育機関として明記されています。

上記のように、福生市教育委員会が教育機関として設置した公民館は、その設置目的に即して各種の事業を開催し、また自主的な学習を支援することを目的としていることがわかります。

私たち公民館職員は、すべての住民が、いつでもどこでもどんなことでも、学習をしようとしたらそのことが権利として保障されている場というものがあることが設置目的の中にあり、設置者が税を公平に配分してだれでもが利用できる条件としている場こそ、公共（空間）といえると考えています。

その意味で、公民館は設置目的、設置者からし

て公共の建物・場（空間）であり、そこに参加して学習を深め、人間関係を広げることで、よりよい地域社会実現に向けて必要不可欠の施設といえるでしょう。

3 公共性と公共的団体

(1) 公民館利用サークルの公共性

公民館利用団体・サークルは、公共施設利用などで公の財産を利用して学習をしていることに関して、その活動内容や学習方法についての是非を問われるのではなく、活動の内容や活動によって得られた成果を利用団体・サークル自らが公表することで、その活動そのものが公金の支出によって実践された評価を市民にゆだねることが適切と考えられます。

これは、公民館利用団体・サークルや各自の学習が、評価を求め、成果を生み出すための学習でなければならないということではなく、公民館で地域の住民同士が広く深く学習を継続していく中で、当然、個々人に教養としての蓄積とともに仲間と地域につながる視点を持つことが、公民館での学習の本質として考えられているわけです。

それは、各サークル内での学習を重ねることが、実は地域と仲間を前提としている公民館での学習方法であり、具体的には地域住民による系統的で継続的な共同学習を行うことが、公民館での学習であるといえるからです。

このように考えてくると、共同学習としての成果を語るができない学習は、結果として公共性のある学習ということの理解を得られない可能性があるといえるでしょう。

(2) 「公共的」団体の判断

上記までに、「公民館の公共性」「サークル活動内容の公共性」について考えてきたわけですが、では公民館でよく言われる「公共的団体」とはどのような団体なのでしょうか。

公共性と公共的とは文字通り異なるわけです

が、公共的団体については、歴史的に下記のような判断がされてきました。

「公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、女性会、体育会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくともよい。」(行政実例 昭和24年1月13日、昭和34年12月16日)

上記のように規定されてきましたが、福生の今日的状況を反映していない実態もあり、地域会館の利用実態に基づき以下のような表にまとめてみ

地域会館の利用実態

| 団体名 | 団体の性格 | 運営形態 |
|------------------------------|---------------------|----------------------------|
| 市役所、町会、社会福祉協議会、学校、幼稚園、保育園など | 活動や設置目的が法的な背景を持つ団体 | 団体や組織が運営 |
| 少年野球、少年サッカークラブ、少年剣道クラブなど | 指導者や運営に大人がかかわっている団体 | 子どもが主体とはいえ、大人がボランティアで支えている |
| 市民コーラス、音楽愛好者連絡会、男の台所、社交ダンスなど | 自主的な社会教育活動団体 | それぞれの参加者による自主的な運営 |

ました。

なぜ、公民館ではないのか？という疑問を持つ方がいると思いますので、若干説明いたします。

福生市の場合は、公民館3館以外に、「地域会館」9館が配置されています。そのうち2館が公民館分館と併設、2館が図書館と併設、1館が児童館と併設(指定管理者による管理)となっています。そして残りの4館のうち2館は正規職員が配置されていない、単なる貸館としての地域会館となっています。最後の2館のうち一つは商工会が利用し、一般貸し出しせず、もう一つはシルバー人材センターなどが入っています。

地域会館利用に共通しているのが、貸し出し時の無料か有料かの判断で、その根拠となっている地域会館条例施行規則第7条(使用料の免除)(1)

では、「市内の公共的団体がその目的達成のため入場料の類を徴しないで使用する場合」と記述されているため、公共的団体の把握が管理人や貸し出す個々の職員によって異なる状況が長年続いていました。

ここで、判断の基となる「公共的団体」をどのように位置づけるのか、ということになるわけですが、その前に、公共的という言葉は“公共性”のある、あるいは公共に準ずると解釈できると考えると、まず「公共性」という文言について整理する必要があります。

神戸大学二宮厚美教授の「自治体の公共性と民間委託」(自治体研究社)によれば、「公共性」と

は以下のようです。

まず、自治体というものの存在根拠とその役割はどこにあるのか、という公共性または公共政策を正面から議論しなければならないとしたうえで、「公共サービス」と「公共的サービス」の区別をし、公共性と公共

的を区切る根拠となるのは「効率性」としていません。

究極のところ、自治体が「どうしたってこれは切れない」と言う公共空間なり公共政策を公共性としています。そして、この「公共性」を判断する根拠を「住民の共同の利益」、法律を背景とした「権利性」、法の前にすべての人間は平等であるとする「公平性」の三つとしています。

この三つの基準(根拠)に合致するような諸課題は、財政が苦しいからといって手放すことはできず、行政は責任を持たなければならないとしています。

では公共に準ずると考えられる「公共的団体」を福生の実態から精査してみると、住民の共同の利益、法的な背景を持つ権利性、すべての住民に

適応できる公平性を持つ活動・団体が、公共性を示す3つの基準（根拠）により近い実態を持つ活動・団体と考えることができるでしょう。

この3つの概念と上記の表を再構築してみると、下記のように考えられないでしょうか。

この表の利用の仕方ですが、各サークル・団体ごとに「公共性判断にいたる評価シート」を作成し、各セルの中に○△×を記入し、それぞれ判断説明を記入してみることとします。

特に、設置及び活動目的が法的に説明できる権利性を明確に持っているかどうか、判断の大きなポイントになると思われます。

地域会館の利用については、現状では公民館に利用届を出している団体が地域会館を無料で利用しているという実態や、屋外体育施設を利用しているスポーツ団体が、年に数回か1回の会合でも減免している実態もありますが、この機会に設置及び活動目的が法的に説明できる権利性のあるものを明確にしている団体であれば、地域会館利用を減免するという方針を出すことで、今までの判断を大きく変更することなく混乱を収束できるのではないのでしょうか。

ただし、この判断をどこでだれが行うのかという課題を解消しなければなりません。そのための私案（試案）として、社会教育委員、公民館運営審議会委員、文化協会、体育協会から2人ずつ選

出し、その他に社会教育の専門家・研究者（学者）が参加した委員会を設置し、その中で具体的な選定基準を確定したのち、旧生涯学習部の職員で構成する判断委員会で具体的なケースを判断するという方法が考えられます。

実態として、地域会館を不確定な根拠で減免利用している団体数は、それほど多くはないと思うので、基準が確定されれば、職員による判断ケースはそれほど多くはないと思われます。

4 公民館の事業評価に至る前提

公民館事業評価に至る段階論

最近、公民館事業評価についての論議が公民館関連の雑誌⁽¹⁾や学会⁽²⁾でも賑やかになってきているように思われます。公民館職員の立場からすると、そのこと自体は大変歓迎すべきことだと思いますが、この論議が今後の公民館運営上の課題として表面化してきた背景には、二つの問題が含まれていると考えています。

一つは、地方自治体の財政的側面からです。大雑把に言えば、行政改革の推進とむだな予算支出削減をするために、PDCAサイクルによる事務事業評価が実施されていること、もう一つの側面は、一般行政が主導している事務事業評価では、公民館事業の妥当な評価ができるのか、という疑問です。また、各々の公民館事業が全体的な計画

公共性判断にいたる評価シート（案）

| | 住民の共同の利益がある活動 | 法的に説明できる権利性のある活動（憲法、教育基本法、社会教育法） | すべての住民に適応できる公平性 |
|-------|---------------|----------------------------------|-----------------|
| 運営方法 | | | |
| 活動目的 | | | |
| 格団体の性 | | | |

の中に明確な位置づけができずに実施されている実態に公民館職員の側にも危機意識が生まれ、予算支出の順位を含め必要とする事業についての位置づけや事業のあり方を必然的に考えることになったわけです。

この背景には職員の

人事異動が激しく、社会教育事業担当経験の浅い、しかも公民館事業を実施するための基礎的な研修も受けていない公民館職員が多くなっていることでもあります。各自治体には「職員研修」として経営学的な視点から行われている数々の研修はありますが、それらの研修内容では教育の事業を担当する職員の育成ができるのか？という疑問が残ります。しかし、危機意識を持って仕事をしている職員自身が忙しく、後輩の育成などに時間が割けないという現実もあります。

(1) 事務事業評価と公民館事業評価との差異

行政の活動そのものが、計画 (Plan) 実施 (Do) 評価 (Check) 行動 (Action) といったマネジメントサイクルがあまり重視されていなかったという反省に立ち、社会情勢の変化に即応し市民ニーズに即した今日的行政サービスを提供することが求められていると考えています。

行政活動全体の中の事務事業部分を評価することを「事務事業評価」としているが、職員が全体の政策体系の中で、自分の仕事がどこに位置し、他の業務とどのように関連し、市民生活にどういった役割を果たしているかを理解することによって適切に運用されることから、その実施を通じて職員の政策形成能力の向上と意識の改革を図るとしています。しかし、ほとんどの公民館職員は、事務事業評価について次のように感じているのではないのでしょうか。

(ア) 事務事業評価そのものは、公民館事業の内容や主催事業に参加された市民の意識変容など、教育の根幹に関わるような部分を評価しようとしていない。あるいはできないという、限界を述べていない。また、参加者の意識変容の部分の評価をしようすると、これは個々の意識変化をどのような尺度でどのような方法で測定するのか？といった大変な問題となってしまう。

(イ) 公民館事業の実践はほとんど担当職員と参

加者で構成されているので、P D C A サイクル重視による事務事業評価法では、公民館事業の計画と実践を評価しようにも管理職を含む他の行政職員が評価できる状況にない。

(ウ) 事務事業評価の結果を市民に公表し、行政への信頼性を高めるとともに、公表した情報を通じて市民との協働による行財政運営の実現を目指すとしているが、公民館・公民館事業は、常に利用者や参加者から評価を受け、事業内容や職員の人間性についても常に評価されている。

(エ) 事務事業評価は、その人の能力を評価しているのではなく、あてがわれたセクションへの対応力とそのセクションでの政策形成能力を評価されているだけで、個々人の人間的な能力を評価されていることではないのではないか。

これらのことから、事務事業評価では評価しきれない、一般行政職場とは異なる教育機関としての公民館の「固有性」と、利用者 (市民) から期待される教育的な支援を実践する職員の専門性について明らかにする、「公民館事業評価基準」のようなものを作る必要があるのではないか、ということが明らかになってきました。

(2) 現状としての公民館事業評価

先に述べたように、最近では公民館事業評価についての取組み・報告が数多くなってきています。一方、他の自治体の公民館職員に公民館事業評価への取り組みの実態を聞くと、他の地方自治体などで作成された評価シートに注目し、評価シートの細部の変更などで当該自治体の評価シートとして利用しようという声を多々聞きます。

千葉県公民館連絡協議会が、「さらに充実した公民館事業をめざすための自己点検・評価に関する研究報告書」を2007年3月31日に発行しています。今回はこの報告書をもとに、公民館事業評価と評価シート作成の現状を考えてみることに

します。

上記の報告書によれば、公民館事業については社会教育法第22条の6つの事業を取り上げつつ、特に「学級・講座」に絞って報告しています。

公民館事業の中の学級・講座については、

- (1) 市民の声（要求）を反映させよう！
- (2) 企画・運営（準備）委員会を開催しよう！
- (3) これからの公民館事業について、子育て支援事業を展開しよう！団塊の世代を取り込もう！
- (4) 公民館は地域の情報発信基地になろう！

としています。

そして、事業の流れとして、年間事業計画の中で公民館の年間目標や重点目標を踏まえた後、個別事業計画においては、ねらい、内容などを明記し決裁を受けるとしています。

具体的な事業の事前準備・打ち合わせとして、講師や運営委員会と入念な準備を経て各人の共通理解と役割分担を決め、広報を行うとしています。

事業開始に際しては、主催者側からの事業を開催する趣旨や内容の説明を行い、参加者からの理解を得ることと講師紹介も行う。そして、配布資料の確認や休憩時間の設定などを説明することとしています。

なお、事業開始以降は、担当者や運営委員は常に状況把握のため、特に講師からの注文や参加者からの声には常に対応するため同席が望ましいとしています。

事業実施後は、事業実施報告書を作成します。この中には、事業のねらい、開催日時、時間、内容、講師、参加者数などを記載し、担当者の感想や評価等も記入する。また、アンケート集計の結果等も添付する、としています。

そして、事業終了後に事業を継続開催するか、自主サークルとして引き継いでいくか選択する必要があります。

すべて事業が終了したら、最終的に今回の事

業が公民館の事業目標に合致していたか、参加者の反応がどうだったか、開催の意義はあったのかなどを評価します。一定の評価票によっておこなうことが望ましいとし、担当者や運営委員等の関わり方は適切であったかどうかを評価する必要があります、としています。

なお、事業評価が終了した後、ホームページなどで公表することが望ましいとしています。

次に評価の種類として、何をどのように評価するのか＝評価の種類として、下記のような分類を行っています。

(ア) 政策レベルによる分類

行政の評価は政策評価→施策評価→事業評価があるが、ここでは事業評価を行うためのシートを作成しています。

(イ) 評価視点による分類

個々の事業を評価する場合、必要性－効率性－有効性－公正性－優先性といった項目で評価するとしています。

(ウ) 事業実施段階による分類

事前評価、中間評価、事後評価1、事後評価2の視点からの評価が重要だとしている。

特に、事業実施・完了から一定期間経過後でなければ表面化しない成果（波及効果など）、社会教育事業においては無視できない観点があるとしています。

(エ) 評価実施体制による分類

自己評価－外部評価（第三者評価）の重要性を記しています。

一般的に事業評価をするのは当事者としての職員であり、評価への公正性を担保するために第三者評価の必要性が記されています。

最後に、評価内容の公表が記されています。具体的には、評価シートの館内供覧や公民館報への掲載などが考えられているとのこと。

公民館事業の組み立てや準備すべき点、そして実施に移り事業の結果の評価をする流れについ

ては、どこの公民館でも大同小異でしょう。しかし、実際に事業を行い評価をする現場の職員から、下記に具体的な疑問点を記してみます。

- (a) 自治体の発展形態によって公民館や社会教育施設・事業の充実度が異なっているのが一般的である。また、農村地域と都市地域といった地域差異を背景として設置された公民館の事業は、当然評価項目や評価の視点が異なっているだろう。地域の差異を表現し評価する項目があるのか、あるいは地域差異を是正する係数のようなものが用意できるのか否か。
- (b) 地域住民が公民館の学習に参加するとき、入門レベル、当事者意識を醸成するレベル、課題の具体的な解決へ向けた力量を形成するレベルの学びといった、学習の発展段階別に事業が用意されているとした場合、それぞれの事業が入門レベルから力量形成レベルに至る関連ある事業計画がきちんと明記されているか、あるいは、各職員がそのような意識を持っているか、全体像を明記する必要があるのではないか。
- (c) 個々の事業を、必要性—効率性—有効性—公正性—優先性といった項目で評価しているが、必要性や効率性は「誰のため」という視点で行われているのか。また、有効性についても、期待される効果と実際の効果を評価しているが、期待される効果とはだれに何を期待されているのかを明らかにできるのか？

そして、公正性と優先性についても効果や費用負担の公平性、緊急性・波及効果・即効性など他より優先すべき項目による評価とのことですが、何を根拠に緊急性の優先順位をつけるのか、そして波及効果とはだれのための何をめざしているのか不明瞭です。

これらは、事業を実施した職員が自らの事業を振り返り、事業の効果や意義を自ら記載するた

め、どうしても“自分にとって都合のよい評価”に陥りやすい危険があります。

今日の公民館事業評価の論議について最も気になるのは、評価シートづくりにエネルギーを注いでいるため、公民館事業の本質を求める論議が不足していると思われる点が散見されていることです。

具体的には公民館事業の公共性、個々の事業がどのような目標到達点を設定し、公民館事業参加者がどのような学習発展段階・発展ベクトルを描くのかを想定し、そのための支援のあり方といった教育的視点の論議が不足しているのではないのでしょうか。同時に、そのためには公民館職員はどのような研究や研修が必要なのかといった点も含めた、公民館事業を構築する要素や要因、視点といった部分の論議が疎かにされているように感じています。

(3) 公民館事業評価の課題の克服へむけて

福生市公民館を含む三多摩各市の公民館実践をふり返ると、同じ日常生活圏＝地域に暮らす人々を対象とし、地域に発生しつつある生活課題を、共に学び共に解決する仲間をつくるきっかけとなる学習を用意し、学習を通して課題についての当事者意識を培い、課題の解消・解決にむけた合意形成力を身につける学習実践が営まれてきたように、地域の自治を担う主体を形成する教育の事業であったといえるでしょう。

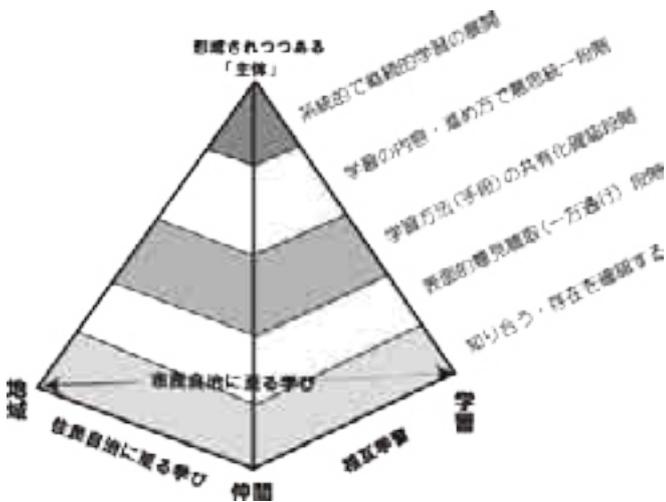
すべての公民館実践が上記のようであったということではないのですが、平和・人権・環境・自治といった領域における代表的な公民館実践については、上記のように記述しやすいことも確かです。

いうまでもないのですが、公民館事業本来の目的は社会教育法第22条に記載されているように、社会教育法第20条の目的を達するために、講座や講演会の実施、学習を支援するための資料整理や提供、各利用団体との連絡調整などを行うこと

となっています。

当然のことながら、公民館事業は日常生活を構成する当該自治体の歴史・自然・文化といった要素と不可分に考えられません。それは、地域の歴史・自然・文化を背負って住民の日常生活は成立しているわけで、その枠内での生活課題を自分の問題＝当事者として考え、解決するための学習として求められる力量を蓄積する営みであり、それには、「当事者意識を醸成する地域」「共に学びともに問題を解決しようとする意識を共有している仲間」「課題解決のための系統的で継続的な学習」が基本構成要素となるのではないのでしょうか。

そして、個々人の学習発展段階を、上記の「地域」「仲間」「学習」という3つのキーワードから、



仮説的に下図のように三次元モデルとして設定してみたらどうでしょうか。

例えば、仲間と学習をつなぐ学習、地域と仲間をつなぐ学習、地域と学習をつなぐ学習の学習発展段階は、それぞれ入門レベル、当事者意識醸成レベル、力量形成レベルを想定していますが、文言については今までの経験から述べているもので、今後、アンケート調査によってこの発展段階を表示できる文言とする予定です。

公民館事業評価に至る段階は、公共性の判断、学習の発展段階を前提としています。各公民館事業が公共性を明示し、どのような学習を経て事業

■仲間と学習をつなぐ発展段階

(キーワード：相互学習)

- 1 知り合う・存在を確認する段階
- 2 表面的意見聴取（一方通行）段階
- 3 学習方法（手段）の共有化確認段階
- 4 学習の内容・進め方で意思統一段階
- 5 系統的で継続的学習の展開

■地域と仲間をつなぐ発展段階

(キーワード：住民自治にいたる学び)

- 1 地域の住民同士が知り合う
- 2 地域の魅力を発見する行動の共有（知識・情報の提供、学習機会の提供）
- 3 魅力ある人同士がつながる（体験を共有することで、人から学ぶ）
- 4 地域の魅力の発見と共につながるための課題を見出す
- 5 地域住民参加という形態をとる事業開催によって、住民自らの主体形成を図る事業

■地域と学習をつなぐ発展段階

(キーワード：市民自治にいたる学び)

- 1 住民同士が仲良くしているだけでは解決できない問題を認識
- 2 地域の課題の背景・社会的実態を学習によって認識を共有する
- 3 地域課題の背景を地方自治財政・歴史、自然など多角的に分析・把握する
- 4 資料分析から発展し現状分析をした上で、当事者意識を形成する学びへ
- 5 地域の課題に対して責任ある行動を行う

実践されるのか、そして、実践された事業についてどのような評価項目・視点によって評価される必要があるのでしょうか。

5 公民館の将来像について

1946（昭和21）年7月5日、各都道府県知事宛に文部次官通牒として「公民館の設置運営について」という文章が出され、これをもとに全国の市町村では公民館の設置と建設が始まったわけですが、この中に公民館の基本的な機能・役割が明記されています。

- 1 地域づくりのセンターとしての活動に取組むこと

- 2 地域の人たちが学んだことを地域づくりに役立てていくための援助を行うこと
- 3 地域の様々な活動に会場を提供すること

今日においても上記の基本的な機能・役割は通用しているわけですが、問題は公民館が設置された当時の基本的な機能・役割というものが、時代の変化と共に住民の学習要求にどれだけ対応してきたのか、あるいはできていないのかということだと思います。

最近では、特に都市型公民館と呼ばれる三多摩の公民館では、地域づくりのセンターとしての事業展開や地域づくりに役立てるような事業展開が影を潜め、「もっぱら」というのは言いすぎとしても、会場提供＝貸館化している実態をしばしば批判されます。

最近、公民館への指定管理者制度の導入という議論が散見されます。全国的には数百館が指定管理者による管理代行になったという実態はあります。もちろん、三多摩のような都市型公民館と農村型公民館では同じ社会的背景ではありませんのでかたんに比較することはできませんが、上記の公民館の三つの基本的な機能・役割のうち、貸館的機能面だけをみて判断すると、本来の重要な面を見失ってしまう危険性をはらんでいます。

基本的な機能・役割が「実現できている」あるいは「実現できていない」という表現は、人によって視点や考え方が異なっていることもあり、かたんに統一できるものではありません。また、各地域での社会的・経済的・歴史的発展経過が異なっており、公民館は設置されていますので、一つのものさしで判断することもできません。

戦後から今日までの約60年の間には、1960年代からの経済の高度成長があり、1990年代にはバブル崩壊といった時代もありました。日常生活で言えば、戦後直後の産業別人口割合で農村人口が半分の時代から、3C（クーラー、車、カラーテレビ）、「家付、カー付、婆抜き」といった時代

を経て、家族構成も生活様式も大きく変化し、核家族化した家族の中でなお孤立している「個的社会」という状況が生まれています。

生活様式が多様化した時代から、様々な学習要求の変化が生まれてきているとして、時代の変化の中で何をどのように対応すべきなのか、真剣に考える必要があります。そのような時代の曲がり角の時にこそ、原則に戻り常に新たな対応を模索する姿勢が、新たな公民館像を描く上で必須なことだと思います。

今日の公民館の実態をベースにして公民館の将来像を考えるためには、今までのロードマップ（途中経過）を記し、今後の公民館像の方向性を明示・暗示するようなキーワードを、下記のように考えてみようと思います。ロードマップにあたる部分については、この冊子の中にさまざまな資料として用意されていますので、それらを参照していただければと考えています。

今後の公民館の進むべき方向性に関するキーワードとしては、下記のようなものが考えられます。

- (1) 「地域住民にとって共同の利益」につながる
- こと
- (2) 法律の後ろ盾がある、人権保障という視点があること
- (3) 地域的公平性、世代間公正性という視点があること
- (4) 地域住民としての当事者意識を生み出す事業や取り組みがあること
- (5) パートナーシップの構築と協働の事業への取り組みが用意されていること
- (6) 合意形成を経て政策提言に至る、問題解決能力を獲得する学習が用意されていること

以上ですが、上記5点は「福生にとって」という枠を考えてのことです。他の自治体の公民館について言及するものではありません。

【注】

- (1) 「公民館の評価を単なる評価表作成作業にとどめるな！」 星野芳昭 月刊公民館 2004年9月号P3～8 全国公民館連合会、「職員から見た公民館事業評価の課題」 伊東静一 月刊社会教育 2006年2月号P28～36 国土社
- (2) 「新たな“社会教育ガバナンス”づくりと社会教育事業の評価論」 伊東静一 第46回日本社会教育学会プロジェクト研究報告(2007年9月)



名取 雅江さん

2 座談会「これからの公民館」

日時：平成19年11月22日午後7時から

場所：福生市民会館・公民館第一会議室

出席（50音順＝敬称略）

秋山 典子（七味とうがらし）

朝岡 幸彦（公運審、東京農工大学大学院准教授）

飯岡 一文（ゆうあいふっさ）

田中 加代（公運審、サークルシュガー）

本庄 公己（公運審、福生第六小学校校長）

野澤 久人（福生市長、初代公民館長）

司会 伊東 静一（公民館長）

伊東 本日は、福生市公民館の30年の歴史を踏まえた上で、これからの公民館の可能性や将来を語っていただければと思います。2006年12月に教育基本法が改正され、2008年3月までに社会教育法が改正される予定です。逆風とはいかないまでもいろんな風が吹いている状況です。その中で公民館の機能と役割、それから福生市や職員が果たすべき方向性が話の中で出てくれば、それが福生の公民館の将来像につながるのではないかと考えております。

まず、お一人おひとりが、ご自身のこと、活動のことなどをお話いただければと思います。

飯岡 ゆうあいふっさの飯岡です。実は福生の市民ではなく昭島市に住んでいます。クリスチャンの奉仕者としてのボランティア活動を続けていましたが、自分の若さと偽善的な自分に嫌気がさし、そんなタイミングで読んだ朝日新聞で国際交流ボランティア「ゆうあいふっさ」の実践と高橋登志江さんの活動を知

り、高橋さん自身にお会いしたい、という思いで1993年12月に福生の公民館を訪ねました。

ゆうあいふっさは外国人の方が日本語の勉強だけでなく、誰かと会ってほしい、話してほしい、またちょっと手伝ってもらいたい、どうしたら良いのだろうといった生活するための一つのツールとしても使われています。現在、火曜日午前中のクラスと金曜日夜間の二つのコースがあります。私は毎週金曜日、夜7時30分から9時30分まで日本語クラスを担当し、13年くらいになると思います。

高橋さんがおっしゃった「毎週金曜日第3集会室には灯をつけてね。いつも来られない人がいるけども、ここは灯台のようなものだから、ここに来れば、金曜日に明かりを見れば、あそこにいけば誰かがいるんだなという形です」という言葉に支えられ、現在に至っています。

これは公民館があるからこそできる、としか言えない活動だと思います。単に教えるだ

けでなく、この公民館という場所を通して日本語クラスの中でどうやったらみんなが学び合えるのだろうと学びのデザインも通してこの10数年間が過ぎていきます。

秋山 秋山と申します。よろしくお願ひします。

公民館で「七味とうがらし」という学習サークルで活動しています。また、ドイツ国際平和村を支援する活動をしています。

ドイツ国際平和村に関わったいきさつは公民館で学習したことがきっかけです。振り返ってみれば、公民館で女性問題の講座にはじまり、差別の問題、人権の問題、平和、戦争といった学びをずっと続けてきました。その学びが下地になっています。しかし、現在の私は公民館に非常に行き詰まり感や息苦しさを感じています。「もっと外に向けて自分が何かをしたい」、「自分が今まで学んできた蓄積を、自分の蓄積にしておくのではなくてそれを外に向けて実際に自分で行動していきたい」というような気持ちがすごく強くなっていきました。そういう時期にたまたまドイツ国際平和村の情報を得たことが私の大きな転機になりました。

公民館に関わって22年くらいになります。はじめは「自分たちの足下の女性問題を解決していこう、なぜ女性が学ぶことが贅沢なのだろうか」という発想から積み上げていった学びがあります。今考えると公民館によって成長したのではないかなと思います。確かに小学校・中学校・高校・大学と学びをしてきましたが、ほんとの意味での学びは大人になってからしたのかもしれないと思っています。

本庄 福生第六小学校の校長、本庄と申します。

よろしくお願ひします。福生六小に来て2年目になりますが、福生六小といえば今「ふっ

さっ子の広場」で注目されていると思います。

私は学生の頃に両親とともに昭島に越しました。昭和51年に大学を出て民間の電気会社に勤めましたが地元には友達はいません。その当時、昭島に公民館はなく、昭和中学校の庭の中に古い木造の建物があり、そこでいろいろな事業が行われていました。私は障がい者青年学級に加わり活動するようになり、人間関係がだんだん横に広がっていききました。青年サークル連絡協議会にも加わりながら活動したのを覚えています。そんな出会いがあつて公民館との縁もいろいろあるのだな、という気がします。

田中 田中加代といいます。よろしくお願ひ

します。結婚によって福生市民になりました。だから福生には友達もいなかったし、地域も本当に知りませんでした。公民館との出会いは「誰かとしゃべりたい、会

いたい」と思って、本館のフレンドシップサークルの小さな募集記事を見つけて電話したのが最初です。その活動はちょっと関わっただけでしたが、その後、二人の子どもが少し大きくなった時に、松林分館の手作り絵本講座に申し込みました。

昭和59年11月、第1回目の手作り絵本講座では、秋山典子さんと中川キミさんが保育者のボランティアをしていました。2階の大集会室の一部にゴザを敷き、中川さんと秋山さんは小さな子をおんぶして、泣き叫ぶ子どもたちを保育し、私達はそのもう一方の片隅で絵本を作るという体験を初めてしました。その時に忘れられないのが、お二人が自己紹

介で「私たちはこの位置からみなさんの学習を支えます」と言い、私はなんというおぼさんだろうかと思いました。学習を支えますという言葉自体、初めて聞く言葉だったので、帰りがけに職員の加藤さん（元松林分館職員＝故人）をつかまえて、あの「先生」たちはどういう人ですか、と私は聞きました。「保育者」という言葉をその時は知らなかったのですが、先生たちは、と聞いたのですが、「公民館には先生はいません」と言われてショックが二つになり、胸がいっぱいになり帰った、という強い思い出があります。

ただ単に子どもが大好きな絵本を作ろう、という思いでしたが、「いったいこの場は私にとってどういう場なのだろう」、「私にとって公民館ってなんだろう」、「公民館で学習することとは？」と考えたことが深みにはまった最初の一步です。

その講座が終わり、次年度も手づくり絵本講座に参加しました。その時、一緒に参加した人たちと自主サークルを立ち上げ、子どもたちの保育当番をしながら6年半活動を続けました。

その間に「こういう自主サークルにも保育室がついていたらどんなによいか」ということを発端に公民館の歴史や公民館保育室活動などを学ぶチャンスに恵まれました。そこで新たに女性問題の視点、人権学習等に出会いました。絵本を作るだけのつもりがいろんなところで学習が深まっていき、人とひととの関わりも深まっていきました。そして私も保育者として次の世代のみなさんの学習を支えたい、という気持ちになり、その後保育者としてずっと関わり続けています。

自主サークル活動を通して公民館について学び合い、現在、公運審委員もさせていただいています。

朝岡 公民館運営審議会の委員をやらせていただいております東京農工大の朝岡と申します。みなさんの自己紹介を聞いていて、やはり公民館、とりわけ福生の公民館はたくさんの方の市民の出会いがあり、多くの市民が育っている場だと改めて感じました。市民が育つ・育てるといった表現に抵抗があるかもしれませんが、実は「育てられている」つもりはなくても、結果として市民として一回りも、二回りも大きくなっているような感じがします。私自身も福生の公民館に出入りさせていただいて、社会教育の研究者として育ててもらっているという気がします。

野澤 今年で福生に来て46年目になります。昭和37年に福生町の教育委員会に入り社会教育の仕事をして20年間やりました。当時、教育委員会事務局の職員は学校教育を入れても10人で、社会教育は私一人でした。

福生は何もない町でした。社会教育の施設はもちろん、学校に体育館やプールもありません。そのために社会教育を行う条件をどう作るかが大きな仕事でした。体育協会、文化協会、青年団や婦人会などの団体中心に婦人学級や青年学級を行い、そのような活動をしながら条件整備をどうしていくかを話し合いました。また社会教育委員のみなさんが、福生の社会教育基本構想（中間報告）を作り上げ、それをもとに条件整備を進めてきました。

私は現在、市長という仕事をしています。そして自分の中では社会教育をやっているつもりです。どういうことかということ、一人ひ

とりの市民の周りにどういう環境を置いてあげるか、自らが成長していけるような条件をどう作ってあげるのか、が今の私の仕事だと思っています。

秋山 今、市長さんが市長として仕事をしていることは、社会教育をしているとおっしゃっていました。社会教育をしているというのは社会教育の手法をいつも使われているということでしょうか。

私は社会教育という言葉にこだわり、「社会教育はどの範囲まで」、「どういうふうに解釈できるのか」が私の中では揺れ動いています。いつも市長さんが主張されるのは社会教育的手法で市民をある種巻き込んでいく、あるいは市民に対する教育・文化環境を整えていくというお仕事をされているのではないかと思います。

伊東 これからの時間ですが、「公民館だからできた」という言葉をキーワードに、社会教育の範囲や社会教育での学びで何を大切にしなければいけないのか、ということのご意見をいただければと思います。

秋山 公運審の答申でも、公民館は公民館での学習活動の公共性やサークル活動の公共性を問

うていますが、私はもう少し公共性から公益性へと移行していくようなものを認める部分があってもよいのではないかと思っています。私の中では公共性と公益性は別のものとしてとらえています。公共性を持った学びをしていけば、当然、公益的なところに意識が向いていく、というのが今の私の考えです。

公益性をドイツ平和村の活動を通して言えば、国際社会の中で国際的な一人の構成員という意識で物事を見ていくこと、そして、企業も巻き込んでいくということです。企業に対して働きかけをする、ということは公民館の学びではなかったことです。今回、初めてイベントの企画を経験し、企業を巻き込むことも大事だという実感を持ちました。今、自分は公共性だけではなく公益性を求めているのかな……という気持ちです。私がやっている活動は社会教育ではないような気がするのですが、そういう動きをしたときに公民館は使用できるのかどうか。私の場合はドイツの市民がドイツで活動している、福生でも市民が活動している、市民レベルで連携を取り合っていくことが国際的な社会で重要になっていくのではないかと思っています。学習活動

ではないけれど市民活動としてやっていく。そうなる社会教育という範囲はどこまでなのだろうか。もしその中に入らなければ、そこからみ出たところでやっていくしかないのかと考えています。

野澤 私から言うと、むしろはみだしたところがほしいわけです。人間一人ひとりを見れば非常に多様な側面を持っています。

子どもたちが学校の先生と接触している時間は一日の4分の1くらいです。後の時間は地域とか家庭の中にいるのです。それと同じように我々が学習をしている時間、公民館で学んでいる時間は一生のうちのほんのわずかな時間でしかない。ただ、そのわずかな時間がものすごく大事なのです。それを通りぬげるから次の活動に行けるわけです。NPO法人自然環境アカデミーの前身は自然観察グループというサークル活動です。自然観察を通して福生の環境に目を向け、環境への様々な学習が彼らに力を付け、福生の環境基本計画を作っています。計画を作る、そして実践する、それによって福生の環境を変える作業につながるわけです。それをしながら自分も変えていく。そこに学習があるわけです。それを社会教育といってもよいでしょう。ただ公民館でやった学習とはちょっと違います。その活動をやっている中で、なおレベルの高い学習をやらなくてはならない、ということも社会教育の一つだと私は思っています。閉塞感を感じているとすれば自分たちで自分たちを狭めてしまっている。ここから先は社会教育ではない、と決めてしまっていることが、社会教育あるいは公民館を小さくしてしまっています。秋山さんがやっていることは一方では自分の人生そのもの、さらに何らかの形で他の人たちを教える学習活動を公民館でやる、と考えてしまえば違和感なくつながるの

ではないかと思います。

秋山 でも現実には「公民館ではお金の授受があったらいけません」などの細かい制約があります。公民館がNPO法人にはなっていない市民活動団体を受け入れる方法はないのだろうか。例えば「三多摩テーズ」の中に、集団活動の拠点と書いてあります。集団活動とは何だろう。私の大学という意味では、専門分野でもう少し深い学びをしなくてはならない場合は、「公民館にこういうことをしたいので講座を企画してもらいたい」という願いはできますが、自分たちが活動するという場として考えるとどうなのでしょう。

朝岡 「公民館だからできること」と「公民館ではできないこと」という話になっていますが、要するに公民館で活動する中で公民館の枠をはみ出してしまうことが、今、問題になっていると思います。野澤市長は「はみ出すことはよいのだ」とおっしゃっていますが、実際に飯岡さんや田中さんが活動されていて、このことをどんなふう感じているのか聞きたいと思います。

伊東 飯岡さんの「公民館だからできた」という言葉が印象的でした。公民館だからできたことが、これから飯岡さんが進めようとしているESD、持続可能な開発のための教育、持続可能なまちづくりというわかりやすいですが、これは公民館が拠点となることができるのではないか、という期待があります。

飯岡 その前に、私は公共性と公益性に差異はないと思います。その一つの事例として、今年の7月に公民館との協働で「あなたが作る夢の町ふっさ」というものを行いました。公民館だから種まきができたこととして、公民館の職員の力を借りて、福生市の公立の小・中学校のすべてに「あなたが作る夢の町ふっさでどんな町づくりをしたいですか？」とアン

ケートを取ることができました。これは本当に大きな公益性につながってくると私は断言できます。その声を集めることで私たちはある程度のビジョン、「こんな町を望んでいるんだなあ」ということがわかりました。それに基づいて、今度は公民館との協働で事業展開をします。何もかも自分の力でやるには限界があります。それを実現できるのは公民館との協働でしかないと感じています。そして、公民館だからこそ学びのデザインができ、学べることができると考えます。

伊東 公共性について、神戸大学の二ノ宮厚美先生が、①住民の共同の利益がある ②公的な権利性を持っている ③すべての住民に公平性があるという三つの点から構成されていると指摘しています。また公共性と公共的は違うということです。公共性と公共的の根拠は‘効率’が入ってくるかどうかです。効率性を考えなければいけないのは公共的です。今言った、公共性と公益性の違いはどこかということ、おそらく秋山さんが感じられている公益というのは、さっき言った住民だけの学習ではなく、そこに企業というセクターの入ってこられる……。

秋山 あるいはもっと、例えば学習をしている市民でなくても、一緒に何かできる、そういうようなことではないか、私わからないですけど……。

伊東 公共性は今の3点でとらえられます。活動を実践したときに、公益性という言葉が出てくると思うんです。公共性を背景に持っているものほどまでいっても公益になるはずなのです。そこに効率ということを考え出すと、例えば、住民が担うものなのか、公共が担うべきものなのか、また、民間企業が参加して、効率的に運営できるものであれば、そこに任せられるものなのか、その判断が効率

的にという判断になっていくはずなのです。そこに公共的と公共の違いが出てくる。その実践になったときに、そこが公益性のある実践なのかということは、そこに効率が入り込める余地があるのかどうか、と思うんです。

朝岡 研究者の私が聞いても非常に難しい議論をしています。公共性と公益性の違いは結構難しい話で、なかなか整理するのは難しい。

一つ、公民館や社会教育の役割を考えてはつきりさせなければならないのは、‘公’と‘民’の間に‘きょう’という領域があります。‘きょう’はいろんな字を書いていいのです。協力の‘協’でもいいし、‘共’でもいいし、‘きょうどう’という漢字も何種類も使います。

‘公’というのは、例えば国や自治体で、権力を持っています。わかりやすく言うと、公の視点から税金を平等に負担してもらい、徴収したものを必要なところに再配分する、これは権力が認められているからできるのです。一方で民間にあたる各自が自由にそれぞれの目的を持ってやる部分がある。でも、この二つだけで考えることはできなくて、‘きょう’という、「一人じゃできないけれども、そういう志や目的を持った人が何人か集まればできる」こともあるわけです。協同組合が典型です。NPOもそうです。そういうものがいま注目されています。‘きょう’的な領域が非常に重要です。その場合、「公民館は何ができるか」という視点から考えるとわかりやすいと思います。福生の公運審ではNPO法人の公民館利用の問題や指定管理者制度の導入の問題について、これからの公民館を考える上で非常に大事な答申を出しています。少し田中さんにお話しいただきたいと思います。

田中 答申では、NPO法人が公民館を利用することについては、その団体が目的を持ち、使命を自覚し、公民館を利用する活動が収益事

業ではなく非営利なものであるときには、公共性を持っている団体として、サークルが公民館の中で学習活動をしているのと同じように公民館を使用してもよいと位置づけました。ただし、例えば公民館を独占的に長期間使用しないとしました。それは他のサークルでもNPO法人でも同様です。NPO法人が公民館になじむ・なじまないという判定をするのではなく、ともに手を取り合ってこれからの活動を展開していく仲間としてお互いがお互いを尊重して受け入れましょう、というところを意識的に考えながらこの答申は作られ、そこに意味づけがあったかと思っています。

また、指定管理者については、実際に指定管理が導入され、質の高い活動をしているところを見学させていただきました。とても立派な活動だと思ったのと同時に、活動を支えるというところの‘公’の部分、すべての市民に平等に学習の権利を支えると考えたときに、なかなか指定管理者制度の中では難しいだろうと思いました。ある側面では意味のある制度かもしれませんが、公民館という機能・役

割を考えたとき、学習活動をどう支えていくかという部分考えたときには、やはり指定管理者制度はなじまない、という結論を出し、答申した経緯があります。

野澤 公民館をどう考えるのか、公民館は制度発生の時から様々な部分を背負い込んで、なんでもよいという形で動き出しました。いわゆる「部落公民館」は地域のたまり場としてあり、そこに様々な力を持った人がいて、その人を中心に様々な活動や学習が始まる。それこそがまさに公民館だと。それがだんだん都市型公民館になってきて、社会教育なら教育という機能が必要ではないか、それをやるための専門職の職員がいなくては、そして、施設がないとだめだという形になってしまったのです。都市型公民館ではこの三つがそろっていなければならないという位置づけです。けれども、実際には集会機能を持っている場所があり、いい人がいて、そこに人々が集まれば公民館になるのです。「青空公民館」といわれるように、良い職員がいて、集まる人さえいれば、外でやっても公民館になるのです。



伊藤 叡さん

公民館を固定的に考えてしまうとおそらく難しい議論になり、公民館とはこういうもので、だからNPOは使わせない、あるいは指定管理者はだめだ、というふうな話になってしまう。そうではなく、こういう条件があることが公民館なのだということを押さえる、もう一度整理しなくてはならないと思います。

私は文化施設と教育機関をきちんと区分けして考えたいと思っています。市民会館はまさに文化機関、文化のための機関です。文化施設というのはいろんな活動をしている人たちが一定の低廉な価格ということになります。そういうものさえ出せばいつでも自由に使える。そして、学習を深めたいときには公民館でいつでも勉強できる、という体制になっていけばいいわけです。公民館は公民館として何が問われるのかといえば、教育機関として「こういう勉強をしたいと思ったら、こういうふうになれば、結果・目標のところは早く到達できる」という方法論をきちんと出せる職員がいることだと思います。それが専門職といえると思います。例えば、自然の問題、環境の問題に対して、知識や経験を持ち、その上で技術、方法論を持っている職員が一番良いのでしょうか、そうでなくてよいのだと思います。そんなことを要求したら、ものすごく狭い部分の職員しかいなくなってしまう。ほとんどできる職員いないです。公民館には、たぶん役所もそうですが、自然科学から出てきた人間はほとんどいないですから。だからこそ、一定の形の社会教育の中での方法論を職員同士で十分研究し・勉強し、自身の中に持っていかなければいけないと思っています。

例えば、福祉の生活保護の問題を扱った職員は福生の生活保護のレベルがわかります。ケースワーカーは担当の人たちの生活をみんな知っています。そういう人たちを見た上で、

では、どんな形で学習を支援し、一歩でも上に上げさせるみたいなことができるか、というようなことを考えて、公民館の職員がやったらものすごく面白い仕事ができると思う。この分野については異世界の話です。

朝岡 今の野澤市長の話聞いて、結局最初の秋山さんの問題提起に返っているような気がします。社会教育とは何なのか、という答えを、公民館の内部でやられているものだけで捉えるのでいいのか、ということです。社会教育の定義はもちろん法律に書いてありますが、ちょっと意外な言い方すると、どうも社会教育は「ユビキタス」といわれるものに結構似ているのです。なぜかという、ユビキタスの語源は「神は遍在する」というものです。つまりこの世界のあらゆるところに神の力が働いているとみるのです。これは裏を返すと社会教育もユビキタスで、あらゆるところに社会教育があるのです。私たちは社会教育なしには、学習なしには、生きていけないのです。野澤市長がおっしゃったように、教育の専門性を明示することは難しいのです。なぜかという、「私は植物のこの種だけ知っている」ということだけではだめなのです。逆に、中身は知らなくても、それはどこそこの、誰に聞けばいい、知っている人を連れてくる、ということが必要です。そういう意味ではコーディネート、ファシリテートと最近言われますが、そういう専門性が求められるということです。

市長もおっしゃいましたが、初期の公民館はなんでもありの公民館だったのです。だんだん整備され、いろんなルールができる。これはこれで進歩なのですが、今、社会教育や公民館で問われているのは実はいろんな施設や制度ができることに伴って、果たしてそこで捉えられている社会教育や学習というのは

市民の学習の全てなのか、という問題が起こってきたのです。そういうふうにと考えると、何でもできる公民館といった方がいいかもしれません。学校に比べると、公民館や社会教育ははるかに何でもできる構造になっていて、実はそのことに気が付いて枠を広げていったときに、地域の中に大事な教育機関があった、それは学校だ、と。学校とどういうふうにつながっていくのか、というのがまさにもう一つの大事な課題になってきています。

福生草笛サークル、総合的学習の中で小学生に草笛指導（2005.10.19）

本庄 学校教育は先ほど野澤市長がおっしゃいましたが、子どもの生活の4分の1程度です。残りは家庭教育も含めて全部が社会教育の分野だと思っています。

学校では教員がいて教科の授業をやり、生活指導をして子どもに規範意識も教えています。当然、家庭や地域に帰れば家庭や地域の生活があるわけで、そこではいいこともよくないことも含め、いろいろな経験をしてくる。それが社会教育なのですが、学校がそこに関わらざるを得ない状態です。地域で子ども達がいたずらをしている、万引きがあれば当然学校にも電話がかかってくる、保護者に連絡しても「うちは仕事が忙しいから子どものことは学校にお任せします」とか、あるいはこんなことも学校で教えてくれ、ある意味学校にそういう期待がかかっているのが現実です。ちょっと叱っただけでうちの子にうるさすぎるのではないかと苦情が来たり、仕事が忙しくてなかなか朝ごはんも食べさせられないという親もいたり、そういう訳で家庭との連携というか、保護者をどう育てていくかが学校でも課題になっているのが現実です。

昔はおじいちゃんおばあちゃんがいて、日

常生活の中で具体的な事例をもとに教え伝えながら子育てをしていたのですが、今はおじいちゃんおばあちゃんも身近にいないような状況で、親業、親のあり方みたいな部分が非常に問われていると思っています。その部分を社会教育で、地域ぐるみの中で育ててくれると本当に学校の子どもたちも健全に育っていくという気がしています。

今、「ふっさっ子の広場」が始まり、そこに多くのお年寄りがボランティアとして関わってくれ、本の読み聞かせや紙鉄砲・ペーゴマなどをやってくれます。自分の孫みたいな世代で、子どもと一緒にいて「楽しい、幸せだな」と実感しているのが、生き生きとした顔からうかがえます。また、子どもたちもおじいちゃんおばあちゃんとの活動を体験します。そこへお母さんが迎えに来て、地域での人間関係が広がり、つながりができていく、という気がしています。「ふっさっ子の広場」は大いに期待しているところです。

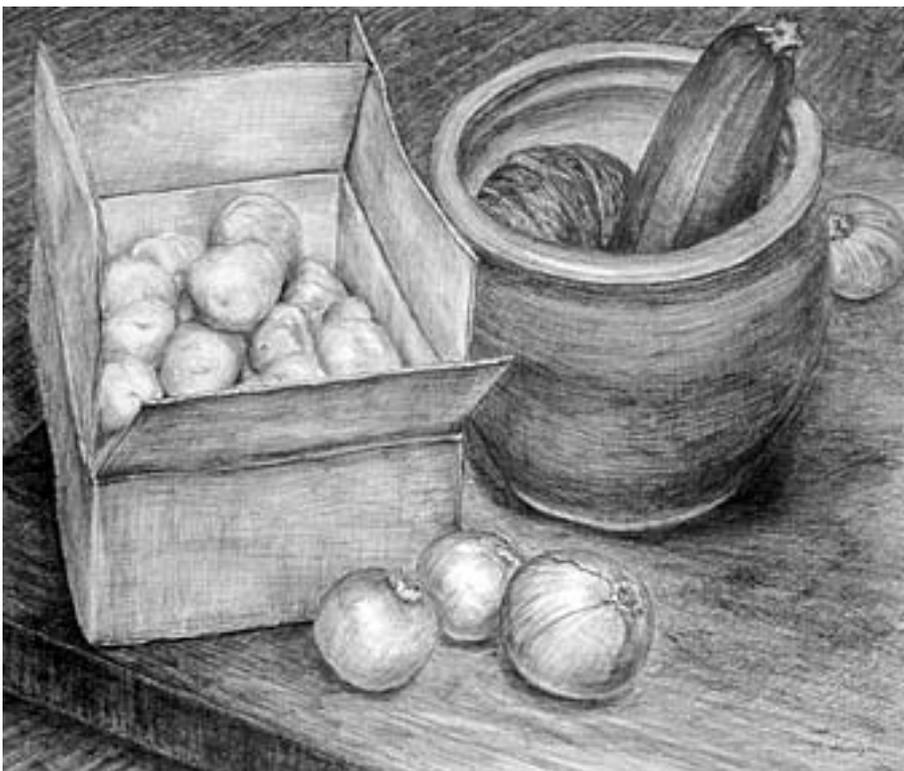
私のゆくゆくの夢と言ったら変ですが、学校は、調理をするにも家庭科室があり、パソコン教室があり、物をつくる図工室があつて、設備的には公民館と似たような施設で体育館

もありますし、学校がいわゆる公民館のような形になってくるのではないかという気がします。例えば、昼間授業をやっている、空き教室があればそこに市民が集まって勉強会をやる。もちろん夜も建物があるわけですから集まって勉強会をやる。校庭も体育館もある。朝も昼も夜も学校が本当に公民館のような役割を果たしていけばいいなと思います。管理運営の面で非常に難しいかもしれませんが……。

朝岡 今のお話は公民館にとっても大事なポイントがあると聞いていました。公民館だからできることという話から出発していますが、実は公民館ではちょっとやりにくいが、学校ならできることもあります。学校でできないこともある。公民館は制約があるようにみえるけれど、かなりいろんなことができる。だから学校と公民館をうまく融合させるとかなりのことができる。

ハードとしては、空き教室を活用したり、建て替えを機に学校と公民館・図書館を一体化していく。とりわけ学校の特別教室や体育館は魅力的です。ソフトでいうと、親業の話が出てきましたけど、公民館は大人が育つ場です。学校は子どもが育つ場なのです。これを一緒にすると、大人も子どもも育っていく可能性が出てきます。実は学校でもPTAみたいな形でうまく親とつきあっているのですが、広がっていかない。親は子どもが卒業しても地域の人なのだから、本当はずっと学校のサポーターとしてつながってほしい。ところが学校だけだとうまくいかない。これが社会教育や公民館と組むと結構うまくいくのではないかと思います。ふっさつ子の広場が一つの鍵になると思いますが、もっと公民館の側からそういうものも視野に入れたらよいと思います。

生涯学習はもともとユネスコで、学



清水 雅美さん

校教育と社会教育を融合したものなのです。ですから、本来の生涯学習を担う場として公民館や学校がこれからどうなっていくべきか、という視点で考えたらよいのではないのでしょうか。

野澤 2000年に地方分権一括法が施行され、地方の責任で行政を進めていくことが大分可能となってきました。確かに社会教育法は法律としてあり、公民館は社会教育とありますが、中身は我々がつくってしまえばいいのです。法律に縛られなくてはいけない、ということはありません。住んでいる人が違うのだから。だからこの地域に住んでいる人たちをまとめていただくのはまさに公運審です。これが福生の公民館だといえればいいのです。

朝岡 さっき飯岡さんの話で学びのデザインというキーワードがあったのですが、学びをデザインできることはいっぱいありますね。

飯岡 私は何でもできる公民館という形で、こんな公民館がほしいと思うのは、図書館との統合です。図書館と統合して学習室を設ける、自動販売機が置いてあって、公民館の機能でちょっとした小さなキッチンがあって、高校生がちょっとカップヌードルにお湯を入れて食べながらまた戻って行って勉強できる。気軽に誰でも寄れる公民館であってほしい。時代とともに公民館も進化すればいいのではないかと思います。

野澤 人間はあるときには体操し、あるときは本を読み、話しをしている。そういうものをどこかで、自分の中に統合されているはずで、それを行政が切っているだけです。ここまでは社会教育、ここまでは公民館とっているうちに、他の分野はどんどん枠を取り払っています。例えば健康行政で言えば体育まで含めて考えています。それは市民の生活そのものを扱っているからです。そこが抜けて

しまい「教育だ」といってやるからおかしくなってしまう。枠を取り払い、その人のために、その人の生活が豊かになり、幸せになりたいということがあるならば、「これだ」というプログラムを作り、きちんとやればいいと思います。そこを逃げて狭くしてしまうと「公民館は役に立ってくれない」という感じになると思うのです。

朝岡 地域の中にはたくさんの公共施設があります。それがみんな縦割りでバラバラなのです。学校は校区というのがあり、小学校区というのは、お年寄りも含めてだれでも歩いていける範囲に必ずあります。そうするとバラバラにあるのではなくて、学校くらいの規模のところみんな集まってだれでも来られるような施設を作っていくことが求められている。だから公民館を考えると、学校とセットでそういう問題を考える非常によい時期なのではないかと思います。

野澤 そういう意味での資源としての公共施設を押さえておく必要があります。福生市には中学校が三つ、小学校が七つあり、その上に図書館が四つ、公民館が三つ、体育館が三つあります。15分も歩けばどこかに必ずたどり着く、そういう地域です。それを総体としてどんなふうにするか。これはもう社会教育で、「学校のこの部分をこういう形で使えば、あの人たちはものすごく伸びる」ということであれば、学校を使えばいい。そのようなことをもっと立体的に考えて実行してもらいたい。もちろんフィールドが自然なら自然の中での学習活動があるわけですから、それを使っていけばいい。多摩川を含めて全体のフィールドを使って様々な教育活動が行われている、それをしきっているのが公民館だ、というくらいの大きさというか、威張り方をしてやってもらっていいと思う。

秋山 公民館職員がそういう考えを、そういう視野で動かなければ、やはりそれはまだできないことかもしれません。

野澤 公運審がだんだん出してくれるでしょう。

伊東 皆さんからいくつかヒントになるような言葉をいただきました。小学校区に一つくらい公民館・図書館の機能と学校教育が持っている機能が融合されているような施設、わかりやすく言うと、小学校の中に公民館が同居しているみたいなものあれば本当は一番望ましい。でも、今のところいきなりそこへいくのはいくつかハードルがあるみたいです。では、できることは何か、ということを少し考えなければいけないだろうと思います。市長が指摘されましたが、われわれ公民館職員が自らの枠を狭めているのではないか、ということと、飯岡さんや朝岡先生が言われたように何でもありの公民館としての豊かさや広がりが必要です。そのために公民館職員が福生の地域の課題を地域の生活レベルで解決・解消できるような取り組みをしていけるかだと思います。ただ建物の中で学習だよと言っているだけではなくて、地域の課題を地域の生活の日常レベルで解決できるような取り組みをしていければ、「公民館職員だからやっているんだ」という評価になっていくと思うのです。

秋山 もう一つ思うのは、NPO 法人とまでいなくても、市民活動団体がもっと公民館に入りすることによって、公民館のサークルがもっと刺激を受けるのではないかと考えています。自分の趣味だけのために公共施設を使っているだけではなくなるような発展を生み出すような「風」が通れば良いと考えています。触発を受けることによって、公民館の活動にまた少し動きが出てくるのではないかと思います。

伊東 それは言葉で言えば個々人の中に蓄積して

いる教養というものが単なる自分が福生でやっている、仲間づくりをやっている、ということではなくて、知識と知識を集約したり統合化するというのを自分の心の中で蓄積できる学びだと思うのです。それはやはり他人を前提にしている学びだと思います。そういうことができる学びになるように、公民館も取り組みをしていますので、少しずつ変わってきていると思います。また利用している方が多様になっている、本当にいろんな人がふえている実感がありますので、少しずつ自分の趣味だけに偏って内側にこもっているという形が、これからはちょっと変わってくるのではないかなと考えています。

朝岡 福生の公民館をつくるときに影響を与えたのはやはり「三多摩テーゼ」と言われる『新しい公民館像をめざして』です。その前段として「公民館三階建て論」というものがあります。別に公民館を三階建てにするということではなくて、学習として三つの種類があり、これが揃うことによって初めて市民が生き生きと学べるのだ、という理解です。ところが30年、40年たって、三階建てで良かったのか、という反省もあるのです。私は最近「四階建て」と言っているのです。もっと地域の活動のたまり場になるような、NPO であったりいろいろな活動や団体がもっと自由に発信したり集まったりできる四階をどこかにつくる必要がある。それがおそらく学校の見直しや公民館の見直しとつながっていく。公益性・公共性との関連で求められているのではないかと感じています。

伊東 みなさんのお話をうかがい、今の公民館が、今のままで変わらないということではなくて、新たな機能、新たな必然性を生むような、そういうものに対応できるようなシステムを考える必要がある、と感じました。機能を柔

軟に考えて、何でもありという言葉は変ですが、四階建て論が出たように、学習と実践が相互交流するような、そういう施設機能を考える必要がある、という印象を持ちました。これが福生の新たな公民館像をめざすもの一つになるという気はします。

野澤 市民の中にはものすごく力のある人がいます。この人たちが公民館に来るようになれば、たいしたものです。恐らくそういう方たちは、「公民館はこのレベルでしかやっていないから行ったってしょうがない」と思っているのではないのでしょうか。もう一方では「難しく、とてがついていけないから行かないよ」という人もいます。その方々を公民館でどうミックスさせるか、リーダーとして再配置していけるかが課題ではないのでしょうか。

伊東 話は尽きませんが、時間も残り少なくなってきましたので、最後に皆さん一言ずつお願いします。

田中 最近何度か公運審委員として研修に出るチャンスがありました。その中で、考えなくてはいけないと思ったテーマは、公民館に来たいけど行けない人たちがたくさんいます。その人たちをどういうふう迎え入れ、またその人たちが持っている力をどういうふうに取り込むかということです。それから、環境問題でも何にしても親の問題であることはイコール子ども問題であって、それは子どもが何歳とか、学齢期に達したからではなくて、もっと幼児の時期からも取り込んで、一緒に考えていかないといけない。それからもう一つは退職を迎えたたくさんの上質の人材を、ブラブラさせることは本当にもったいないということ。その三つを研修の中で感じました。

秋山 輝き市民サポートセンターでは、視覚障がい者にパソコンを役立てようと言って活動している人たちがいます。その活動はすごいと思います。この方々が公民館活動と接点を持

てば、もっとサークル活動の触発になるのではないかと思います。

本庄 今、公運審の委員さんをやっっているながらお琴をやっている方、民踊をやっている方が、ふっさっ子の広場に来ていただき、子どもたちを巻き込んで公民館の活動を見せたり、学ばせるという活動をされています。公民館の活動を外へ出していってもらえると、子どもたちもそこから多くを学び、未来に向けて良い市民になっていくのではないかと思います。

飯岡 本庄先生がおっしゃったように、学校の総合学習を上手に使うって、大人の知恵というのを子どもたちに伝えていくようなシステムがシステムチックに動いていけば、効果的なよい形の市民活動になると思います。

朝岡 野澤市長はさすがに社会教育出身の市長だと思います。今自治体として求められている行政のあり方の一つはポリシーだと思います。一言で言うと、環境醸成に専念することが、今、行政に求められています。社会教育や公民館も含めて、税金を使ってやる公の仕事というのは、そこで暮らす子どもを含めた市民がのびのびと幸せに暮らせるための条件整備をすることです。ここに徹するということは一つの大事な考え方であり、改めて公民館の役割を考える上でも、そのような視点が必要

でしょう。ただ実際には市長もご経験されていると思いますが、行政の職務の中には環境醸成だけではすまない部分もあるのです。かたい言葉で権力的業務というのがあり、行政の職務に二面性があることは確かです。でもよく考えると、ほとんどが環境醸成という枠組みでくることがのできるのです。改めて、これは職員の問題にもなりますが、行政が市民と一緒に何をやるべきなのか、そういうことを考える上で非常に良いきっかけになったという気がします。

伊東館長から公運審が未来の公民館、私は公民館基本計画と呼んでいるのですが、の諮問をいただき、これから福生の公民館は5年、10年、20年とできるだけ長いスパンでどういうふうな枠組みで考えていくか、を議論させていただいています。ぜひ本日の座談会を参考にさせていただきたいと思います。

伊東 本当にありがとうございました。これからの公民館は市民と一緒に何ができるのかということを考えることが求められていることがよくわかったという気がします。皆さんお忙しいところどうもありがとうございました。